

別紙

○ 請求に係る保有個人情報

<p>1 苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0004 号）</p> <p>ア 広報課保有</p> <p>（ア）上段決裁欄に決裁済と記載のあるもの（「苦情受理報告書」を含む。）</p> <p>（イ）左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）</p> <p>イ 〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）</p> <p>2 苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0005 号）</p> <p>ア 広報課保有</p> <p>（ア）上段決裁欄に決裁済と記載のあるもの（「苦情受理報告書」を含む。）</p> <p>（イ）左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）</p> <p>イ 〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）</p> <p>3 苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0006 号）</p> <p>ア 広報課保有</p> <p>（ア）上段決裁欄に決裁済と記載のあるもの（「苦情受理報告書」を含む。）</p> <p>（イ）左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）</p> <p>イ 〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）</p>

○ 開示しない部分及びその理由

不開示部分	不開示理由
非管理職の警察職員の氏名、印影	<p>《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 2 号》</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 5 号》</p> <p>開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
警察職員の年齢	<p>《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 2 号》</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。</p>
「苦情申出に関する事実調査結果について（令和〇年〇月〇日付け）」のうち、「第2取扱状況等」の「2取扱状況」の「(1)保護等に関する取扱状況」アの不開示とした部分	<p>《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 2 号》</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 7 号》</p> <p>通報者、目撃者その他の関係者からの聴取内容や事案処理に関する事務担当者の評価、判断等に係る情報であって、開示することにより、広聴等の処理に係る事実調査の記載が形骸化し、正確な事実の把握が困難になるなど今後の広聴等処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>